# 「標識製作設置業務(三条通)」什様書

(担当:山口 1至075-591-0013)

#### 1 件名

標識製作設置業務(三条通)

### 2 目的及び概要

本市が管理する三条通に標識1基(柱、基礎含む)、電柱共架標識1基を設置するもの。

#### 3 期間

令和7年10月31日まで

## 4 場所

京都市山科区御陵中内町地内

# 5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】【別紙3】【別紙4】 参照

# 6 見積項目

標識製作 N=2枚

標識柱( $\Phi$ 76.3×t2.8)設置(基礎・標識設置含む) N=1基

※基礎形式:NヒノダクパイルS

電柱共架標識設置 N=1基(共架柱含む)

交通誘導員

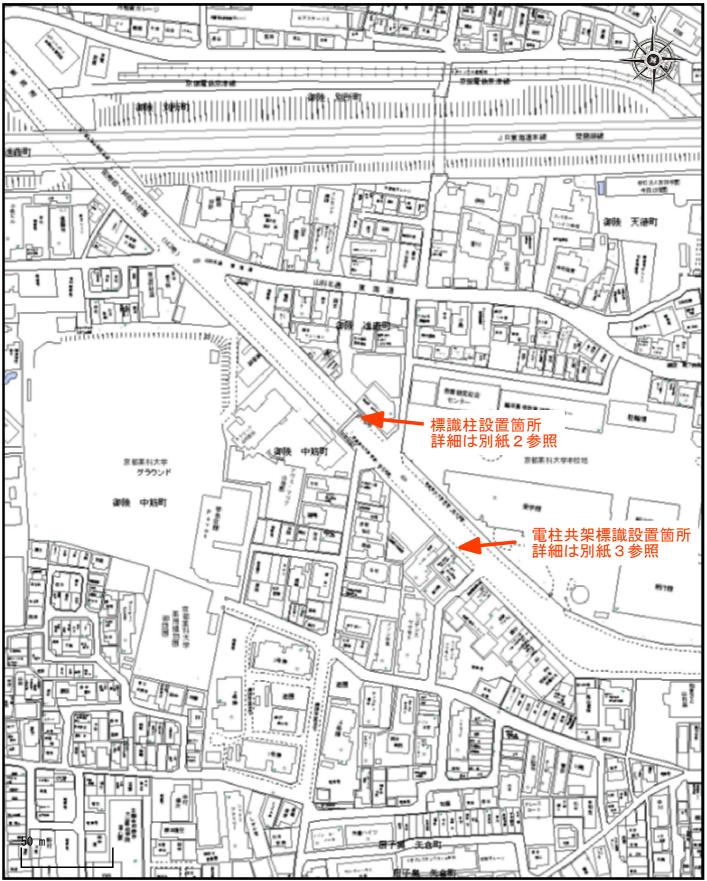
#### 7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。 着手前・完了時・作業時の写真を提出すること。

## 【特記事項】

- 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費、発生材の処分及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 幹線道路かつ歩道上での作業になるため、交通誘導員を配置し、適切な誘導を図ること。
- 近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。特に、建 柱場所にある店舗とは、施工時期・時間の調整を密に行うこと。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用許可に係る手続きは不要です。

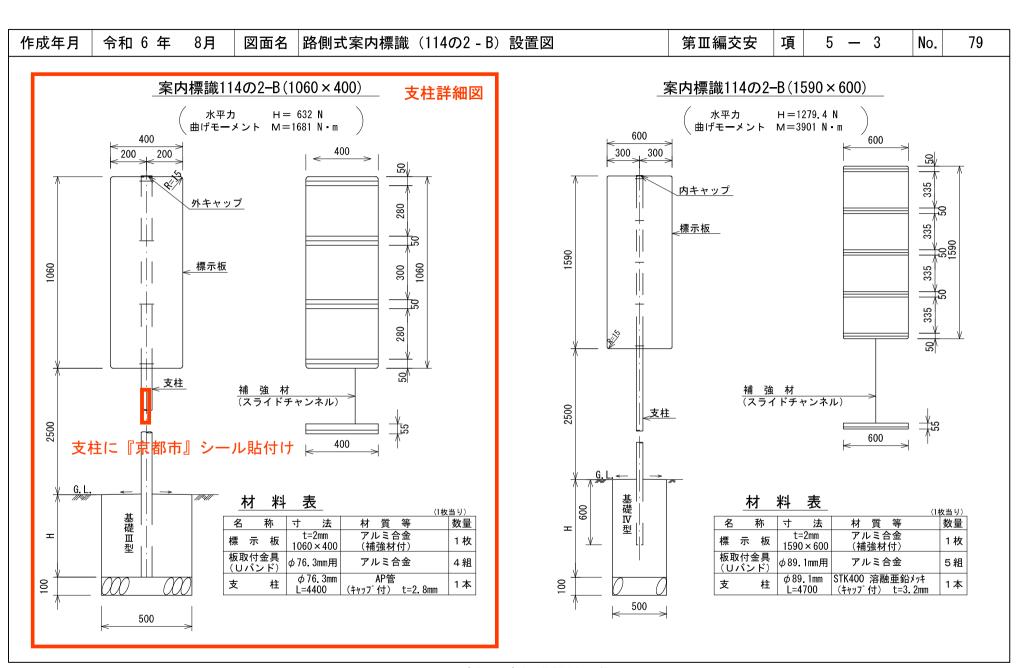
135. 806650, 34. 993050



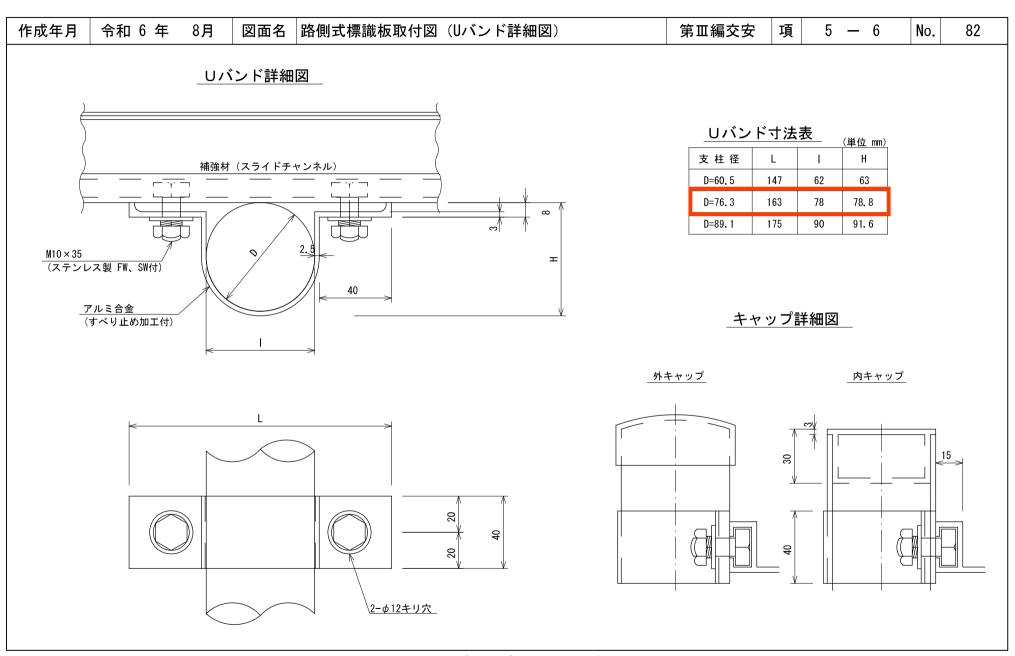
135. 806650, 34. 988820 135. 810779, 34. 988820







- 79 - 建設工事標準設計図集

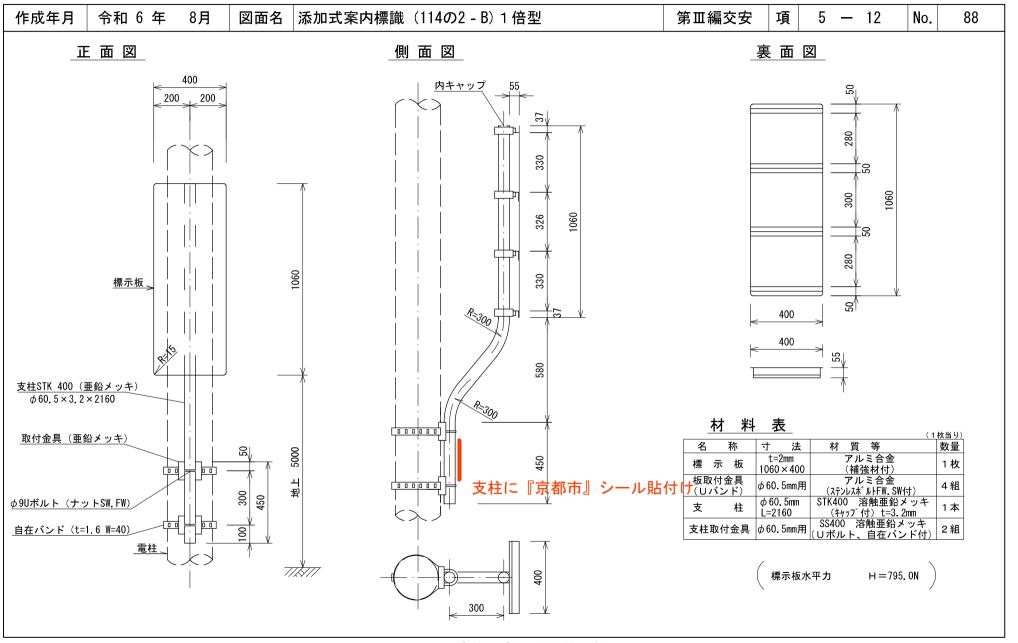


- 82 - 建設工事標準設計図集





# 共架用支柱詳細図



- 88 - 建設工事標準設計図集



看板サイズ: 400×800mm

# <看板仕様>

インストライン (t=2mm)、補強材4段(スライドチャンネル)付力プセルプリズム、裏面塗装なし製作前に担当者にデザインの承認を得ること



看板サイズ: 400×800mm

# <看板仕様>

アルミ合金(t=2mm)、補強材4段(スライドチャンネル)付力プセルプリズム、裏面塗装なし製作前に担当者にデザインの承認を得ること